

## 被保険者の配偶者等が自営業者（個人事業主）の場合の被扶養者認定について

### 1. 自営業者（個人事業主）とは

事業所得を有する自営業者は、自己の責任と権限のもとで事業を営み、生活に必要な収入を自ら得る経済的に自立した存在です。

最高裁判例（昭和 56 年）においても、事業所得者の概念は次のとおり示されています。

「事業所得の事業とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性・有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務をいうものと解される。」

このため、自営業者は被保険者から生計維持を受けていないと判断され、健康保険法第 3 条第 7 項に規定された「被扶養者とは主として被保険者により生計を維持される者」という生計維持関係の要件を満たさないことから、原則として被扶養者には認定されません。個人で国民健康保険に加入することとなります。

### 2. 自営業者の扶養認定について

厚生労働省の通達により、被扶養者の収入要件は年収 130 万円未満（60 歳以上は 180 万円未満）とされています。自営業者の場合、この収入要件は単に年収額のみで判断されるものではなく、被保険者の支援がなければ生活が成り立たない方や、事業内容が家計補助的な小規模事業と認められるかどうかなどを、当組合が総合的に勘案のうえ、判断することとなります。

また、自営業を法人化した場合、法人は健康保険・厚生年金の強制適用事業所となるため、勤務者は必ずその法人の健康保険・厚生年金に加入し、被扶養者としての認定はできません。

### 3. 自営業者の収入について

自営業者の収入金額算定に当たっては、総収入額から必要最小限の直接経費（直接的必要経費）のみ差し引くこととされ、被扶養者認定における年間収入は、税法上の所得とは一致しないこととなります。直接的必要経費とは、「その費用なしには当該事業が成り立たない経費」です。主な例は下記のとおりです

＜直接的必要経費として認められるもの（例）＞

- ・売上原価（製造業における原材料費、小売業における仕入れ代）
- ・居住住宅以外に事務所、倉庫を賃借して事業を行なっている場合の賃借料およびこれに付随する水道光熱費、通信費等の経費

上記以外の経費については、原則として直接的必要経費とは認められず、総収入額から差し引くことはできません。

＜直接的必要経費として原則認められないもの（例）＞

- ・給料賃金※1、外注工賃※2、減価償却費、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、雑費、各種控除 等

※1 従業員の給与賃金等がある場合は、そもそも賃金支払い能力がある事業主として、社会理念上従業員に対し社会的責任を果たす立場にあることから、扶養認定そのものの対象とはなりません。

※2 外注工賃が給与賃金に相当する内容である場合は、※1 と同様に解釈します。

#### 4. 手続き・申請方法および認定後の確認方法

##### (1)被扶養者が新たに自営業を開始した場合

①上記1. のとおりであり、原則として扶養削除の手続きをお願いいたします。

②例外的に、少なくとも事業開始から向こう1年間は年収が130万円未満（＝家計補助的な小規模の事業）となることが確実に見込まれる場合に限り、審査、認定いたします。また、自営業を開始後最初の被扶養者資格調査時に下記(3)イロの書類を提出頂き、家計補助的な小規模の事業であると確認できれば、引き続き被扶養者となることを認めます。

##### (2)被扶養者が既に家計補助的な小規模の事業の自営業者と認められている場合

毎年の被扶養者資格調査時に下記(3)イロの書類を提出頂き、家計補助的な小規模の事業であると確認できれば、引き続き被扶養者となることを認めます。

##### (3)提出書類

イ. 直近の収入確認のための次の書類の写し

- ・確定申告書 第1表・第2表
- ・収支内訳書（損益計算書）

※市区町村で交付される非課税証明では収入の確認ができないため不可

※上記(1)②対象者で、事業を開始して間もない等の理由で確定申告を未実施の場合に限り、確定申告書の代わりに住民税申告書の「写」で可

ロ. その他必要に応じ当組合が要請した書類

##### (4)その他

○上記(2)に関し、年収130万円を超過する見込みとなった等、家計補助的な小規模の事業としての要件を外れることができ明らかなった場合は、被扶養者資格調査を待たずその時点で直ちに扶養除の手続きをお願いいたします。

○収入額を確認の結果、年収130万円を超過していた場合、必要書類の提出がない等で認定要件を確認できなかった場合や、その他被扶養者とは認められないと判断された場合は、被扶養者の認定を取消します（原則として被扶養者資格調査実施年の12月1日、もしくは自営業開始日）。この場合、認定取消しとなった期間に当組合が負担した医療費・給付等があれば、遡って返還請求させて頂きます。なお、対象者は、認定取消し日より、各自で国民健康保険の加入手続きをお願いいたします。

○上記で扶養認定取消しとなった後、自営業としての収入が減少して年収130万円未満となり、最低でも1年間は年収130万円未満が実績としてあり、今後も継続することが確実に見込まれる場合に限り、改めて申請があれば、状況等詳細を個別に調査・確認の上、受付にて被扶養者に再度認定する場合があります。

以上